

令和5年4月27日

会員各位

刈羽村商工会  
会長 丸山 將孝

## ふるさと納税に関する意識調査へのご協力について（依頼）

日頃、商工会事業運営にご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、商工会では、ふるさと納税に関して会員事業所の意識調査を行い、刈羽村への施策提言に活用したいと考えております。つきましては、下記により調査を行いますので、ご一読の上、別紙調査票に御回答いただきますようお願い申し上げます。

### 記

- 1 回答期限 令和5年5月17日（水）必着
- 2 回答方法 窓口持参、郵送、FAX又はメール
  - ・同封の調査票にご記入の上、ご回答ください。
  - ・調査票データは、商工会HPにも掲示しておりますので、ご活用ください <https://www.kariwa-ci.or.jp/>
- 3 提出先 (窓口) 刈羽村商工会  
(送付先) 〒945-0307  
刈羽村大字刈羽 111 番地 2  
刈羽村商工会 経営支援室 行き  
(FAX) 0257-45-2985  
(メール) kariwaci@kisnet.or.jp

※調査票の回答内容は、当事業の目的以外に使用しません。

※ご不明な点がございましたら、下記担当者までお問い合わせください。

刈羽村商工会（担当：経営支援室 柳澤、南）

TEL. 0257-45-2386

FAX. 0257-45-2985

### （参考）

ふるさと納税とは、国民が好きな自治体（都道府県や市区町村）を選んで寄付ができる制度です。過疎などにより税収が減少している地域と、都市部との地域間格差を是正することを目的として作られました。消費者にとっては寄付金控除による税額控除が適用され、なおかつ自治体から返礼品を受け取ることができるためメリットが感じやすいですが、事業者にとっても新たな販路が期待できるため、非常にメリットが大きいと言えます。ふるさと納税を利用している人は年々増加しており、令和2年度のふるさと納税の控除適用者は全国で約406万人に達しています。